(119)に掲げる地点から三〇一度五三分一五秒五一二・四一メートルの地点
(120)に掲げる地点から三〇度一八分一六秒一九三・二二メートルの地点
(121)に掲げる地点から二七度三八分四八秒八五二・六三メートルの地点
(122)に掲げる地点から一二一度〇七分四四秒三一七・五六メートルの地点
(123)に掲げる地点から二一一度二一分三八秒九六・九八メートルの地点
(124)に掲げる地点から一二一度一四分〇二秒五四〇・六六メートルの地点
(125)に掲げる地点から三八度一〇分〇八秒一三九一・七三メートルの地点
(126)に掲げる地点から三三一度〇九分五三秒六二四・九六メートルの地点
(127)に掲げる地点から二九六度五八分四三秒四二八・八五メートルの地点
(128)(127)に掲げる地点から二九六度五八分四三秒四二八・八五メートルの地点

○海上保安庁告示第二百三十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年八月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　浦神港口灯台
位置
所在地　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（磯埼）
北緯　三三―三四―三一
東経　一三五―五六―〇九
変更した事項
光度　四、三〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十一年六月二十九日

名称　海田大橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　広島県広島港第一区（海田大橋南側面中央）
北緯　三四―二一―一一
東経　一三二―三〇―一七
変更した事項
記事　一　本灯は、海田大橋橋梁灯（L一灯）及び海田大橋橋梁灯（R一灯）と同期している。
二　広島県広島港湾振興事務所管理
変更年月日　平成二十一年四月一日

名称　海田大橋橋梁灯（C二灯）
位置
所在地　広島県広島港第一区（海田大橋北側面中央）
北緯　三四―二一―一二
東経　一三二―三〇―一八
変更した事項
記事　一　本灯は、海田大橋橋梁灯（L二灯）及び海田大橋橋梁灯（R二灯）と同期している。
二　広島県広島港湾振興事務所管理
変更年月日　平成二十一年四月一日

名称　海田大橋橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　海田大橋橋梁灯（C一灯）の北西方約七六メートル
北緯　三四―二一―一三
東経　一三二―三〇―一五
変更した事項
記事　一　本灯は、海田大橋橋梁灯（C一灯）及び海田大橋橋梁灯（R一灯）と同期している。
二　広島県広島港湾振興事務所管理
変更年月日　平成二十一年四月一日

名称　海田大橋橋梁灯（L二灯）
位置
所在地　海田大橋橋梁灯（C二灯）の北西方約七七メートル
北緯　三四―二一―一四
東経　一三二―三〇―一六
変更した事項
記事　一　本灯は、海田大橋橋梁灯（C二灯）及び海田大橋橋梁灯（R二灯）と同期している。
二　広島県広島港湾振興事務所管理
変更年月日　平成二十一年四月一日

名称　海田大橋橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　海田大橋橋梁灯（C一灯）の南東方約七九メートル
北緯　三四―二一―一〇
東経　一三二―三〇―一九
変更した事項
記事　一　本灯は、海田大橋橋梁灯（C一灯）及び海田大橋橋梁灯（L一灯）と同期している。
二　広島県広島港湾振興事務所管理
変更年月日　平成二十一年四月一日

名称　海田大橋橋梁灯（R二灯）
位置
所在地　海田大橋橋梁灯（C二灯）の南東方約七九メートル
北緯　三四―二一―一〇
東経　一三二―三〇―二〇
変更した事項
記事　一　本灯は、海田大橋橋梁灯（C二灯）及び海田大橋橋梁灯（L二灯）と同期している。
二　広島県広島港湾振興事務所管理
変更年月日　平成二十一年四月一日

名称　海田大橋橋梁灯（P一灯）
位置
所在地　海田大橋橋梁灯（C一灯）の北西方約三四〇メートル
北緯　三四―二一―二〇
東経　一三二―三〇―〇八
変更した事項
記事　広島県広島港湾振興事務所管理
変更年月日　平成二十一年四月一日

名称　海田大橋橋梁灯（P二灯）
位置
所在地　海田大橋橋梁灯（C二灯）の北西方約三四〇メートル
北緯　三四―二一―二〇
東経　一三二―三〇―〇九
変更した事項
記事　広島県広島港湾振興事務所管理
変更年月日　平成二十一年四月一日

名称　海田大橋橋梁灯（P三灯）
位置
所在地　海田大橋橋梁灯（C一灯）の北西方約二七〇メートル
北緯　三四―二一―一八
東経　一三二―三〇―一〇
変更した事項
記事　広島県広島港湾振興事務所管理
変更年月日　平成二十一年四月一日